34　次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

［(1)　略］

(2)　312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

［(3)～(5)　略］

(6)　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（一の単位チャネルを使用するものに限る。）

35　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)によることができる。）の無線設備　20（10^{-6}）

［36～57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第55　略］

第56　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、200nkHzとする。

［注　略］

［第57・第58　略］

第59　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1	1,897.4MHz、1,899.2MHz又は1,901MHzの周波数の電波を使用するもの	1,400kHz
2	1,899.1MHzの周波数の電波を使用するもの	5,000kHz

［第60～第73　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～23　略］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局

［表　略］

［25～50　略］

51　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　スプリアス領域（(3)に掲げる周波数帯を除く。）における不要発射の強度の許容値
　任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－36dB（１mWを０dBとする。以下この51において同じ。）以下の値

［(2)・(3)　略］

34　［同左］

［(1)　同左］

(2)　312MHzを超え315.25MHz以下，401MHzを超え406MHz以下，433.67MHzを超え434.17MHz以下，2,400MHz以上2,483.5MHz以下，10.5GHzを超え10.55GHz以下，24.05GHzを超え24.25GHz以下，60GHzを超え61GHz以下，76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

［(3)～(5)　同左］

［新設］

35　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備　20（10^{-6}）

［36～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第55　同左］

第56　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、200nkHzとする。

［注　同左］

［第57・第58　同左］

第59　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、2,400kHzとする。

［新設］

［第60～第73　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～23　同左］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)・(2)　同左］

(3)　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

［表　同左］

［25～50　同左］

51　［同左］

(1)　スプリアス領域（(3)に掲げる周波数帯を除く。）における不要発射の強度の許容値
　任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－36dB（１mWを０dBとする。以下この50において同じ。）以下の値

［(2)・(3)　同左］